

八街市人事行政運営等の状況

八街市の職員の任用、サービスや勤務条件などの人事行政の運営等の状況および職員の給与・定員管理の状況などを市民の皆さんにご理解いただくため次のとおり公表します。

なお、詳細な内容は市ホームページでも公表する予定です。

問総務課 ☎ 4 4 3 - 1 1 1 3

1. 職員の任免および職員数に関する状況について

○採用・退職者数（平成25年度）

採用者数	退職者数
13人	27人

○部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

	職員数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
	平成26年	平成25年		
一般行政部門	397人	395人	2人	人員配置の見直しによる増
教 育 部 門	109人	111人	△2人	退職者不補充
公 営 企 業 等	50人	50人	0人	
合 計	556人	556人	0人	

（注）職員数は一般職に属する職員数です。

○一般行政職の級別職員数の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	
標準的な職務内容	主事補	主 事	主任主事・副主任	主査補	主 査	主幹・副主任	課 長	部 長	
職 員 数	19人	33人	67人	94人	50人	42人	25人	13人	
構 成 比	5.5%	9.6%	19.5%	27.4%	14.6%	12.2%	7.3%	3.8%	
参 考	1年前の構成比	4.1%	7.6%	26.9%	25.4%	13.5%	11.7%	7.9%	2.9%
	5年前の構成比	2.1%	6.7%	41.9%	15.2%	8.8%	14.7%	8.5%	2.1%

- （注）1. 一般行政職とは、全職員のうち、税務、福祉、企業職など以外の業務に従事している職員のことを指します。
 2. 職員の職務は、その複雑、困難および責任の度合いに基づき1級から8級に分類されています。
 3. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。
 4. 構成比は、端数処理の関係で、合計が100%にならない場合があります。

2. 職員の給与の状況について

○人件費の状況

人件費とは、一般職に支給される給与と市長や議員など特別職に支給される給料、報酬、手当のほか、共済費などを含む経費の合計をいいます。

平成25年度普通会計決算における人件費の状況は次のとおりです。

住民基本台帳人口（H26.3.31現在）	歳出額（A）	実質収支	人件費（B）	人件費率（B/A）	平成24年度の人件費率
73,956人	20,152,614千円	523,356千円	3,956,411千円	19.6%	21.2%

○職員給与費の状況（普通会計予算）

平成26年度普通会計当初予算における給与費の状況は次のとおりです。

職員数（A）	給 与 費			計（B）	一人当たり給与費（B/A）
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当		
531人	2,023,999千円	265,842千円	723,640千円	3,013,481千円	5,664千円

（注）職員数は、普通会計における平成26年4月1日現在の一般職の職員の総数であり、職員手当とは、扶養手当、住居手当、通勤手当などの各種手当（退職手当を除く）をいいます。

○ラスパイレス指数の状況

	八街市	全国市平均
平成25年	106.7 (98.6)	106.6 (98.5)
平成20年	97.7	98.3

- （注）1. ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。平成25年は国家公務員の時限的な給与改定・臨時特例法による平均7.8%の給与減額措置が行われたため上昇しています。（八街市では平成25年7月からは平成26年3月まで級に応じて2.77%～7.77%の削減を行いました）
 （ ）内の数値は、前述した給与減額措置が無いとした場合の参考値です。
 2. 全国市平均とは、政令指定都市を除く全国の市の平均です。

○職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	一 般 行 政 職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
八街市	332,560円	360,954円	43.4歳
国	335,000円	408,472円	43.5歳

- （注）1. 平均給料月額とは、各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2. 平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものの平均です。

○職員の初任給の状況（平成26年4月1日現在）

卒業後すぐに採用された場合の初任給と、その後引き続き2年間勤務したときの給料月額は次のとおりです。

一般行政職	八街市		国	
	決定初任給	採用2年後	決定初任給	採用2年後
大学卒	174,200円	187,800円	総合職181,200円 一般職172,200円	総合職200,000円 一般職185,800円
高校卒	146,200円	157,600円	140,100円	149,800円

○職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	245,100円	292,245円	349,858円
	高校卒	該当なし	該当なし	314,400円

（注）経験年数とは、学校卒業後すぐに市に採用され、引き続いて勤務している場合には採用後の年数をいい、採用前に職歴などのある場合には、その期間を換算し、採用後の年数に加算した年数をいいます。

記号の見方
 日時
 会場
 内容
 対象
 定員
 費
 参加費
 申し込み
 締め切り
 持ち物
 問い合わせ

○職員手当の状況（平成26年4月1日現在）

職員には、給料および職員手当が支給されますが、代表的な職員手当の概要は次のとおりです。

区分	八街市	国の制度との異同	支給実績 (平成25年度決算)															
扶養手当	○配偶者 13,000円 ○配偶者以外の扶養親族一人 6,500円 16歳から22歳までの子一人 5,000円加算	同じ	45,862千円															
住居手当	○借家の場合 (家賃が12,000円を超える場合に限る) 家賃の額に応じて27,000円を限度に支給	同じ	16,297千円															
通勤手当	○電車・バスを利用する場合 定期代など55,000円を上限に支給 ○乗用車などを使用する場合 使用距離などに応じて2,000円～24,500円を支給	同じ	29,440千円															
期末手当 勤勉手当	(平成25年度支給割合) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>期末手当</th> <th>勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1.225 (1.025) 月分</td> <td>0.675 (0.875) 月分</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.375 (1.175) 月分</td> <td>0.675 (0.875) 月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.60 (2.20) 月分</td> <td>1.35 (1.75) 月分</td> </tr> </tbody> </table> 職制上の段階、職務の級等による加算措置有 ()内は特別管理職員の支給割合(行政職8級の職員)		期末手当	勤勉手当	6月期	1.225 (1.025) 月分	0.675 (0.875) 月分	12月期	1.375 (1.175) 月分	0.675 (0.875) 月分	計	2.60 (2.20) 月分	1.35 (1.75) 月分	同じ	期末 480,003千円 勤勉 238,086千円			
	期末手当	勤勉手当																
6月期	1.225 (1.025) 月分	0.675 (0.875) 月分																
12月期	1.375 (1.175) 月分	0.675 (0.875) 月分																
計	2.60 (2.20) 月分	1.35 (1.75) 月分																
退職手当	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>自己都合</th> <th>勤奨・定年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤続20年</td> <td>21.62月分</td> <td>27.025月分</td> </tr> <tr> <td>勤続25年</td> <td>30.82月分</td> <td>36.57月分</td> </tr> <tr> <td>勤続35年</td> <td>43.70月分</td> <td>52.44月分</td> </tr> <tr> <td>最高限度額</td> <td>52.44月分</td> <td>52.44月分</td> </tr> </tbody> </table> その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～20%加算) 一人当たり平均支給額 19,839千円	区分	自己都合	勤奨・定年	勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続35年	43.70月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分	同じ	-
区分	自己都合	勤奨・定年																
勤続20年	21.62月分	27.025月分																
勤続25年	30.82月分	36.57月分																
勤続35年	43.70月分	52.44月分																
最高限度額	52.44月分	52.44月分																

支給対象地域	八街市全域
支給率	3%
支給対象職員数	531人
国の制度(支給率)	3%
地域手当一人当たり平均支給年額 (平成25年度決算)	116,024円

(注)退職手当の一人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。



時間外勤務手当	平成25年度決算	支給総額	83,729千円	平成24年度決算	支給総額	109,413千円
		職員一人当たり支給年額	158千円		職員一人当たり支給年額	206千円

○特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区分	給料等月額
市長	860,000円
副市長	720,000円
議長	445,000円
副議長	400,000円
委員長	365,000円
議員	355,000円

区分	平成25年度支給割合
期末手当	6月期 1.85月分
	12月期 2.00月分
	計 3.85月分

区分	平成25年度支給割合
期末手当	6月期 1.85月分
	12月期 2.00月分
	計 3.85月分

※特別職の給料については、平成26年4月1日から平成27年3月31日の間、左記給料月額より市長86,000円、副市長50,400円を減額しています。

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況について

○勤務時間および休憩時間の状況

勤務時間等の状況は次のとおりです。
ただし、保育園や中央公民館などの勤務場所では、これと異なる勤務形態の場合があります。

1週間の勤務時間	勤務時間の割り振り		
	始業時間	終業時間	休憩時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午～1時

○年次休暇の状況（平成25年度）

平均使用日数	消化率
11.4日	27.9%

○育児休業・育児短時間勤務および部分休業の取得状況（平成25年度）

区分	新規取得者数
育児休業	8人
育児短時間勤務	該当なし
部分休業	3人

4. 職員の分限および懲戒処分の状況について（平成25年度）

○職員の分限処分の状況

心身の故障のため、職務の遂行に支障がある職員などに対しては、公務能率の維持などのために、職員の意に反して降任、免職または休職の処分を行うことができます。

平成25年度には、9人の職員が心身の故障により休職処分を受けています。

○職員の懲戒処分の状況

職務上の義務に違反した職員などについては、公務における規律と秩序を維持するために、戒告、減給などの処分を行うことができます。

平成25年度に懲戒処分を受けた職員はいませんでした。

5. 職員のサービスの状況について（平成25年度）

すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては、全力を挙げて専念しなければならないこととされています。

このサービスの基本原則を忠実に実行するため、さまざまな機会において職員の綱紀の肅正や服務規律の確保の周知徹底を行っています。

6. 職員の研修および勤務成績の評定の状況について（平成25年度）

職員の資質向上を目的に、庁内において情報セキュリティ研修、協働のまちづくり職員研修会、人事評定者研修などを実施したほか、各種研修機関などを利用して階層別研修や専門研修を実施しています。

また、職員の勤務について、必要に応じて能力や実績などに関する勤務成績の評定を行い、その評定の結果に基づき、昇給や昇任などを行っています。

7. 職員の福祉および利益の保護の状況について（平成25年度）

○職員の福祉および福利厚生

職員の健康管理状態を把握し、疾病などの早期発見を行うため、定期健康診断、生活習慣病予防検診を実施しています。職員の福利厚生事業については、市に代わり、八街市職員組合が実施しました。（職員組合への補助金は凍結中です。）

また、出産費助成、育児・介護休暇助成などの給付事業については、県内市町村とその職員が共同で福利厚生事業を運営しています。

(千葉県市町村職員互助会負担金 763,923円)

○職員の利益の保護の状況

平成25年度に千葉県市町村公平委員会に対する勤務条件に関する措置の要求、不利益処分に関する不服申し立てはありませんでした。